

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更（朝霞市：幸町三丁目地区）についての理由を示したものです。

### 1 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域で、都心から約20キロメートル圏にあり、埼玉県南部に位置しています。

#### 【朝霞市：幸町三丁目地区】

本地区は、朝霞市の南部、東武東上線朝霞駅から南西へ約1.5キロメートルに位置しており、旧朝霞第四小学校跡地の区域です。

### 2 変更理由

本地区は、幸町三丁目地内にある旧朝霞第四小学校跡地において、地域経済の活性化、雇用の創出に資する先端産業の立地を誘導し、工業系の土地利用を図るため、用途地域を変更する地区です。

用途地域の変更に合わせて、建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、市街地の防災性の向上を図り、安全・安心のまちづくりを推進するため、準防火地域を指定するものです。

### 3 変更内容

用途地域の変更に合わせて、計画的に安全・安心のまちづくりを推進するため、新たに準防火地域を指定します。

### 4 関連する都市計画

本地区の準防火地域の変更と合わせて、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・用途地域（朝霞市決定）
- ・地区計画（朝霞市決定）